

電子行政とIT化政策

杉井 鏡生 インフォメーション・コーディネータ

新政権が国民本位の電子政府の実現など「新IT戦略」を策定 低迷する行政サービスのオンライン利用の向上をいかに図るか

自民党政権下のIT戦略本部が2009年7月に新IT戦略「i-Japan 2015」を発表した翌々月に政権が交代した。しばらくは、新政権のIT政策が見えなかったが、2009年12月に原口総務相が、総務省の成長戦略「原口ビジョン」のなかで「ICT維新ビジョン」を公表。2010年3月にはIT戦略本部が新政権の総合的なIT戦略の骨子案を公表し、パブリックコメントなどを経て5月に新IT戦略が発表された。

国民主権社会の確立をうたう新IT戦略

民主党政権の新IT戦略は、国民主権の社会を確立するための新たな情報通信技術戦略を標榜している。そのためには、徹底的な情報公開による透明性の向上が必要であり、市民レベルの知識・情報の共有による「知識情報社会」への転換が国民の暮らしの質の飛躍的向上を実現するとして、以下の3本柱を重点戦略に掲げた。

- ①国民本位の電子政府の実現
- ②情報通信技術の徹底的な利活用により地域の絆を再生
- ③新市場の創出と国際展開

具体的な重点施策として、1つ目の「国民本位の電子行政の実現」では、国民の便益が高い行政サービスの週7日24時間利用の実現、社会保障と税を一体運用できる国民ID制度の整備と自己情報の利用を本人が監視・制御できる制度の整備、電子政府・行政改革推進の司令塔となる政府CIOの設置、行政が保有する情報の二次利用可能な形で積極的な公開の推進、個人情報の保護を図りつつ行政が保有する統計・調査などの情報をインターネットで容易に入手・活用できる仕組みの整

備、などがあげられている。

2つ目の「地域の絆の再生」では、診療情報の共有により全国どこでも質の高い医療サービスの受診を可能にし、国民が自らの健康・医療情報を電子的に管理できる情報サービスの創出、高齢者の就労・社会参画の促進および独居高齢者の安否確認や在宅医療・介護などでのICTの積極活用、ICTを活用した双方向でわかりやすい授業や児童の情報活用能力向上などによる21世紀にふさわしい教育環境の実現、ホワイトスペースなどを活用した市民メディアの全国展開やふるさとコンテンツの制作・発信の推進、などがあげられている。

3つ目の「新市場の創出と国際展開」では、環境技術とICTを融合したスマートグリッドや住宅の省エネ化などによる低炭素社会の実現、デジタルネイティブの能力を生かしたコンテンツやICTに関する新事業の創出、データ利活用による新産業創出やデータセンターの国内立地推進などによるクラウドコンピューティングサービスの競争力確保、わが国が強みを持つICT関連研究開発の重点的推進による早期市場投入の実現、成長が期待される戦略分野における官民・府省・産業横断のオールジャパン体制の構築による国際標準の獲得、輸出・投資の促進、などがあげられている。

また、3本柱とは別に、選挙でのインターネット活用を含めた政治活動の電子化の検討も明記された。

政策目標の検証と実現方法の課題

今回は、各省庁の縦割りの弊害を廃し、政治主導での取組みを実現するとして、IT戦略本部の組織も変更

された。従来は有識者による専門調査会が政策案を策定し、政府はそれを受けて決定していた。それを今回は、関係省庁の副大臣、政務官で構成する企画委員会を新たに設置し、政治家自らが省庁横断的な議論を通じて戦略目標を策定する形にした。有識者や専門家による専門調査会やタスクフォースは企画委員会の必要に応じて設置される。

政治主導をすることで、省壁を廃し、的を絞った戦略的な立案を進めやすくなるメリットはあろう。しかし、官僚主導を政治主導に切り替えただけで、国民にとって適切な政策になるわけではない。新IT戦略でも、重点施策の内容や実現方策など、今後、詰めの議論を要する課題は少なくない。これまでのIT戦略での課題は、政策目標自体の適切性もさることながら、多くの問題点が目標の実現方法にあったのも確かだ。今回の新IT戦略骨子案でも、「情報通信技術の利活用を阻む既存制度等を徹底的に洗い出し、抜本的に見直しを図る」と述べているが、これこそが政府に求められる最も重要な施策のひとつともいえる。政府は、そのための「情報通信利活用促進一括法(仮称)」の制定も検討するとしている。

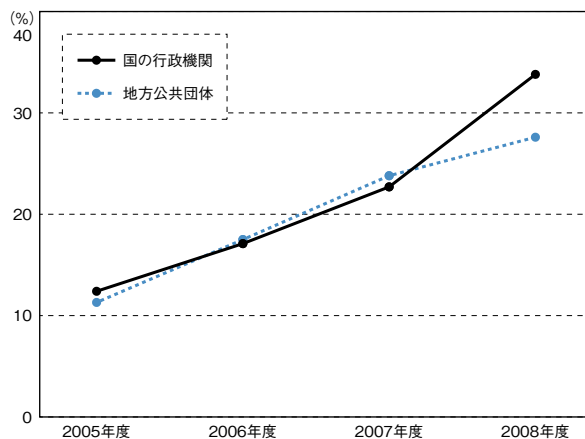
今後、政策目標自体の適切性の検証をはじめ、重点施策の詰め、官民の役割論議を含めた実現方策などの検討議論が行われるはずだが、そのプロセスでは、幅広い国民の声を反映し、国民が適切に政策の選択を判断できる議論の進め方が必要であろう。それこそが、「国民主権社会確立」にふさわしいIT戦略ということになる。

取組みが遅れるオンライン利用率の向上

新IT戦略では24時間365日のオンライン行政サービスの実現を打ち出しているが、現状はどうであろうか。行政サービスのオンライン化はかなり進展してきたが、利用面の課題は大きいと言わざるをえない。特に、地方公共団体での取組みの遅れが顕著である。

総務省が公表した「行政手続きオンライン化等の状況」によると、2008年度現在、国の行政機関では、オンライン化の対象とされる手続き1万4327種類のうち92%の1万3129種類がオンラインでの申請・届出が可能となっている。これらオンラインでの利用が可能な手続きの2008年度のオンライン利用率は34.1%であった。前年度の21.9%から12.2ポイント上昇している。このうち、利用頻度の高

資料6-1-2 行政手続きのオンライン利用率推移(単位: %)



注) 国、地方公共団体ともに「オンライン利用促進対象手続」の利用率
出所: 総務省「平成20年度における行政手続きオンライン化等の状況」(2009年8月)

い手続きを対象に「オンライン利用促進対象手続」に指定された157の手続きの利用率は、前年度の22.7%から11.1ポイント上昇して33.8%であった。また、2008年9月策定の「オンライン利用拡大行動計画」で2013年度末までに利用率を72%に引き上げるとされた71の重点手続きの2008年度の利用率は50.6%であった。

一方、地方公共団体の行政手続きについては、「オンライン利用促進対象手続」21種類の利用率が公表されているが、これら21種類の手続きの2008年度の利用率は27.6%であった。前年度の利用率23.8%から3.8ポイントの上昇にとどまり、毎年度6ポイント程度はあった上昇率もこれまでより低下している。

政府は利用促進に向けて、電子申請システムの使い勝手の改善、添付書類の廃止・削減、経済的インセンティブの向上などの利用促進策を奨励するとともに、2009年には「電子政府ユーザビリティガイドライン」を策定している。しかし、地方公共団体では、こうした利用促進への取り組みも遅れがちだ。総務省の「地方自治情報管理概要」によると、2009年4月現在、利用促進策として、「ホームページのメニュー配置やナビゲーションの見直し」に取り組んでいる市町村は18.9%、「不要な添付書類の廃止、添付書類の電子化」は7.6%、「手数料の軽減」は0.9%にとどまる。やはりここでも、「情報通信技術の利活用を阻む既存制度等を徹底的に洗い出し、抜本的に見直し」ことをいかに実現するかが重要な課題であると言えよう。



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容（技術解説、データ、URL、名称など）は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者（執筆者、写真・図の作成者、編集部など）が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元（株式会社インプレスR&D）などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D（初期は株式会社インプレス）と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接的および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp